

I 基本方針

先般、文化財分野で広く使用されてきた燻蒸剤の製造販売が中止となった影響を受け、文化財分野における各収蔵施設においては、虫菌害の発生状況を把握することや予防対策、発生しているものの防除措置を改めて講じなければならない状態が生じている。これらについては、文化財分野における有害生物や環境管理等に関する専門的知識を要するため、一般の文化財所有者・管理者では対応できない場合が多い。

令和8年度当研究所は、文化財に対する虫・菌害の防除のための環境管理に関する教育普及、殺虫殺菌処理等に関する指導、またそれらの作業にあたる技術者の育成、適切な薬剤等の認定、さらにこれらの事業の推進するために必要な知識・技術に関する研究・調査を行う。

また、研究所運営のための「ガバナンス」の最適化に向けた措置の一環として評議員会および理事会がより充実した審議を行えるようにすることを目的に、評議員、理事、監事に対して定期的に運営状況に係る情報提供を始める。

さらに、会員や資格保有者をはじめ、文化財に関わる方々への情報発信力の強化と当研究所のPRを効果的に行うことを目的とし、ホームページのリニューアルを行う。

II 事業計画

1 講座、セミナー、育成事業

次の研修・講習の開催、図書、資料の発行を行う。内容の事前周知などは、適時・適切に通知やウェブサイトを利用して行う。

(1) 研修会・講習会の開催

(ア) 文化財の虫菌害・保存対策研修会

文化財等保存環境の状況把握と管理、虫・カビの基礎知識、文化財 IPM の知識、虫菌害の防除対策、またそれらに携わる文化財 IPM の体制づくり、日常管理等を内容とした研修会を開催する。文化財等を保存管理する博物館・美術館・資料館・図書館等の担当者・管理者、「文化財 IPM コーディネータ」資格更新者を対象としており、7月に実施する。

(イ) 文化財防虫防菌処理実務講習会

虫とカビの被害防除処理法、燻蒸施工と安全対策の知識、適切な薬剤・器材の選択等に関する講義と企業展示等や実演を内容とする講習会を開催する。文化財等を保存管理する博物館・美術館・資料館・図書館等の担当者・管理者、「文化財虫菌害防除作業主任者」資格更新者を対象としており、10月に実施する。

(ウ) 文化財 IPM コーディネータ資格取得講習会と試験

「文化財 IPM コーディネータ」資格を付与するための講習と試験である。文化財 IPM に関する

る基礎的な事項、文化財等の保存環境・虫・カビとその防除処理の基礎的な知識、IPM 実践に関する組織体制等に関する講義と試験を実施する。合格者は、「文化財 IPM コーディネータ」資格登録申請により資格を取得する。主に、博物館・美術館・図書館・資料館・文書館等において展示、収蔵品の保管・管理、施設の維持・管理に携わる方、それらの業務を支援するボランティア、文化・文化財行政担当者、文化財に関する生物被害防除業務に携わる者、「文化財 IPM コーディネータ」資格更新者を対象としており、12月に開催する。

(エ) 文化財虫菌害防除作業に関する講習会と作業主任者能力認定試験

「文化財虫菌害防除作業主任者」資格を付与するための講習と試験である。文化財等に関する虫・カビの基礎知識、それらによる被害と防除対策、殺虫・殺菌処理・安全対策等に関する講習と能力認定試験を実施する。合格者は「文化財虫菌害防除作業主任者」の資格登録申請により資格を取得する。主に、文化財等を保存管理する博物館・美術館・資料館・図書館等の担当者・管理者、「文化財虫菌害防除作業主任者」資格更新者を対象としており、3月に開催する。

(2) 図書・資料の発行

(ア) 機関誌「文化財の虫菌害」の刊行

「文化財の虫菌害」No.91を6月に、No.92を12月に刊行し、会員および各関係機関に配布する。各号特集テーマを設定し、文化財分野における虫菌害防除に必要な情報を発信し内容の充実を図る。

(イ) 文化財の虫菌害防除に関する専門的な図書・資料

文化財の保存対策、虫菌害の防除等に関する研修・講習テキスト等を発行する。

2 調査、指導、研究事業

文化財への虫菌害防除のための調査・助言、適切な殺虫殺菌処理等の指導・処理効果の判定等およびそれらの事業に必要な調査研究事業を行う。

(1) 文化財等に対する虫菌害防除に関する調査・指導事業

(ア) 総合環境調査

文化財等の保管・管理施設に当研究所職員が出向き調査を行う。具体的には、注文内容に応じて目視調査、昆虫用のトラップの設置、付着菌のサンプリング、浮遊菌調査を実施し、採取した虫・カビの種類を特定し同定作業を行い、調査結果を分析、防除対策等の指導・提案を行う。

(イ) 調査セットによる環境調査

博物館等の施設担当者が「昆虫・カビ用調査セット」を使用して調査を行い、調査した結果、分析は当研究所職員が評価等を行う。

(ウ) 防除対策設計

(ア)、(イ)の結果に基づき、施設における環境の維持または改善のために状況に適した防除対策を設計する。

(2) 虫菌害防除のための処理（燻蒸等）の効果判定事業

文化財等に対する虫菌害の防除措置（燻蒸等）が行われた際に、それが十分な効果を挙げたかどうかを判定することにより防除措置が適切に行われたか否かを確認する事業である。具体的には、燻蒸等を行う場所に効果判定用のテストサンプル（虫、カビの生体）を設置し、燻蒸等の作業終了後に回収してそれらが死滅しているか否かを検証し、判定を行う。効果判定の結果に基づいて、文化財の燻蒸作業を行う上での適切な薬剤・器材の選択、有資格者による正しい作業を行うよう指導する。

(3) 文化財等に対する虫菌害防除作業に関する研究事業

(1)、(2)の事業を行うにあたり、博物館等の施設における虫菌害の防除に関する知識、被害の発生を抑えるため考えられる対策等について調査、研究する。

3 検査・検定事業

文化財に対する虫・菌害の防除のための薬剤の認定とその適切な使用の確保のための事業である。「文化財虫菌害防除薬剤等認定規程」に基づき、文化財に対する虫菌害の防除に使用される薬剤・器材について、文化財への影響、防除効果、安全性の観点から適切なものを認定し、防除措置（燻蒸等）を行う際の使用薬剤等の選択に一定の標準を与えるための薬剤・器材の認定と登録を行う。